

2月16日(火)～3月15日(月)

市民税・県民税の申告 所得税の確定申告

申告が必要な方

- ① 昨年中に営業・農業・その他の事業を営む方、地代・家賃収入のある方
- ② 給与所得者で次に該当する方
 - * 給与の年収が2千万円を超える方
 - * 給与以外に営業・農業・不動産所得や配当などの所得がある方
 - * 2力所以上から給与の支払いを受け、年末調整で合算されていない方
 - * 中途退職者や短期雇用者などで、年末調整されていない方
 - * 医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などを受ける方
 - * その他、年末調整により交付された「源泉徴収票」の各種所得控除の内容や、金額に変更が生じた方
- ③ 公的年金所得者で次に該当する方
 - * 公的年金以外に所得がある方
 - * 他の所得がない場合でも、各種所得控除(雑損控除・医療費控除・扶養控除など)を受けようとする方
- ④ 生命保険金や満期返戻金等を受け取った方

申告に必要なもの

- ① 個人番号(マイナンバー) 確認書類
および身元確認書類
※コピーの提出は不要です。
例) マイナンバーカード(個人番号と身元確認)
例) 通知カード(個人番号確認) と運転免許証や健康保険の被保険者証(身元確認) など
- ② 印鑑(朱肉を用いて使用する印鑑)
- ③ 昨年中(1月1日～12月31日)の収入が明らかにできる書類
 - * 年金、給与、賃金などの「源泉徴収票」や「給与支払証明書」など
 - * 報酬をもらっている方は「支払調書」
 - * 生命保険一時金の「支払調書」など
 - * 営業・農業・不動産所得などの場合は、収支内訳書など
 - * 収支内訳書などを作成していない場合は、申告受付ができません。
 - * 公共用地として土地を売却された方は、公共事業用資産の買い取り等の証明書
 - * 不動産等の譲り受けの支払調書
- ④ 控除を受けるものの証明書・領収書
 - * 国民年金控除証明書または領収書

還付申告は
スマホでも
できるびよん!



- * 国民健康保険税の領収書
- * 生命保険料(一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料)、地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
- * 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
- * 明細書を作成していない場合は、申告受付ができません。
- * 明細書を作成して提出すれば、領収書の提出は不要です。
- * 医師等が発行した証明書は、提出が必要です。
- * 「医療費通知」を明細書に添付すると、明細の記入を省略できます。
- * 医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかしか受けることができません。
- * セルフメディケーション税制を受ける方は、健康診断や予防接種などの健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行った書類が必要で、医療費の申告用書類は、市税務課または税務署にあります。
- * その他の所得控除や、税額控除に關する証明書や領収書など

税務課からのお願い

収支内訳書・医療費控除の明細書を自宅で作成し、持参してください。未作成の場合は、申告受付ができません。

所得税の確定申告では、利用者識別番号を取得する時間が必要です。すでに番号を取得している方は、番号が分かるもの(番号が書いてある紙など)を提示してください。以前に真岡会場、二宮会場で取得した方は提示不要です。(再取得した場合は、以前の番号が使えなくなります)
来場の際は、マスクの着用およびアルコール消毒液の利用をお願いいたします。
受付の検温で37.5度以上の発熱が認められる場合には、入場をお断りさせていただきます。
混雑が予想されますので、来場の際には時間に余裕を持ってお越しください。

**来場せず確定申告
することができます!**

下記 QR コードからも確定申告書が作成できます。詳細等は下記 HP にて確認ください。

国税庁 HP
「確定申告書等
作成コーナー」

税務署での申告対象者

- 青色申告の方
- 山林所得申告の方
- 資産申告の方
- 譲渡所得申告の方(土地・株など)
- 住宅借入金等特別控除を初めて申告する方
- 雑損控除を申告する方
- 仮想通貨に係る申告をする方

次の方は申告が必要です

申告書や各種通知は、昨年の申告実績に基づき発送しています。が、通知等が届かなくても申告が必要な場合があります。

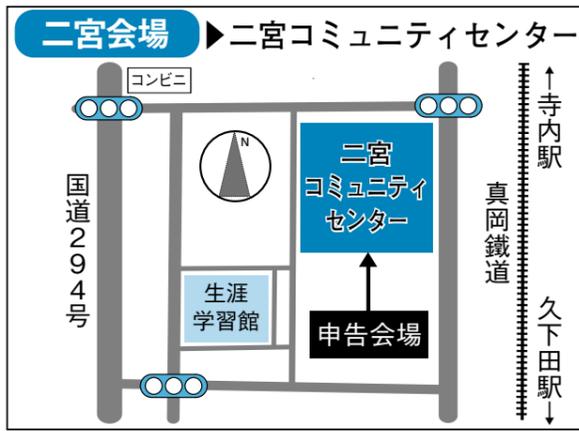
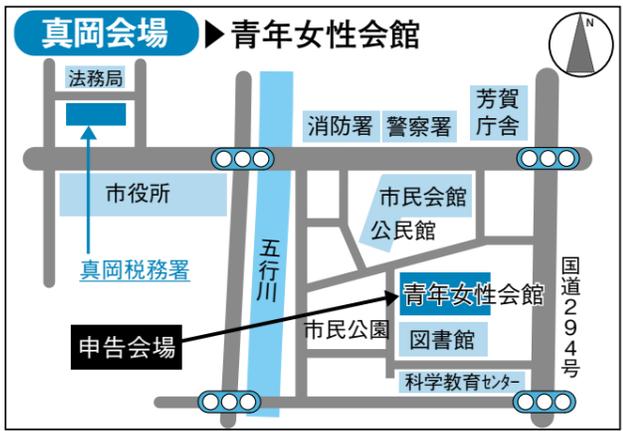
国民健康保険税などの低所得者軽減措置を受ける方
税務証明(所得・課税証明など)を必要とする場合や、各種手当(児童扶養手当など)を受け取る場合、国民年金の免除申請を行う場合

期限内に申告を!

市民税・県民税の配当割額控除
市民税・県民税の株式等譲渡所得割額控除
上場株式等の配当所得等
上場株式等の譲渡所得等
の課税方式の選択制度の適用を受けようとする方は、期限内に申告が必要です。

申告の日程 【期間】2月16日(火)～3月15日(月) ※土曜・日曜・祝日は除く
【時間】《午前》8時35分～11時 《午後》1時～4時

※午前中に受付をした場合でも、混雑状況により午後からの申告相談となる場合があります。
※新型コロナウイルス感染症予防対策のため、入場制限を行う場合があります。また、受付状況によりお車等でお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。
※混雑の状況により、受付を早めに締め切る場合があります。



月日	曜日	地区名(真岡会場)
2/16	(火)	小林・八條
2/17	(水)	根本・須釜・南高岡・島
2/18	(木)	西田井・鶴田・青谷
2/19	(金)	君島・道祖土・東大島・東沼・西沼
2/22	(月)	飯貝・清水
2/24	(水)	田島・堀内・京泉
2/25	(木)	赤羽・下鷺谷・上鷺谷・下籠谷・原町
2/26	(金)	上大田和・下大田和・若旅・加倉・下大沼・下大沼1～2
3/1	(月)	寺内・粕田・寺分
3/2	(火)	中・上大沼・上大沼1～2
3/3	(水)	大沼・長田・長田1～5・柳林・勝瓜・茅堤・小橋・伊勢崎
3/4	(木)	八木岡・熊倉町・熊倉1～3
3/5	(金)	台町・荒町・荒町2～4
3/8	(月)	東郷・西郷・中郷
3/9	(火)	亀山・亀山1～3・上高間木・西高間木・上高間木1～3
3/10	(水)	高勢町1～3・大谷新町・大谷台町 東光寺1～3・大谷本町
3/11	(木)	白布ヶ丘・田町・下高間木・並木町1～4 寺久保1・下高間木1～2
3/12	(金)・15(月)	3/11までに申告ができなかった方

月日	曜日	地区名(二宮会場)	
		午前	午後
2/16	(火)	本郷・旭町	寿多町・長島
2/17	(水)	春來町・境	寺山・程島
2/18	(木)	久松第一	久松第一・久松第二
2/19	(金)	大根田	丸山・阿部品
2/22	(月)	富永町・福居町・錦町・東町・豊住町・銀町	新石町
2/24	(水)	石島	石島・下大曾
2/25	(木)	長沼北	長沼南・谷貝新田
2/26	(金)	大道泉・西大島	上江連
3/1	(月)	古山	青田北・堀込
3/2	(火)	鷲巣・青田南	砂ヶ原東・砂ヶ原西
3/3	(水)	上大曾	上谷貝
3/4	(木)	東物井	東物井・下原
3/5	(金)	下物井・東鹿	上物井・西鹿
3/8	(月)	西物井1～2	沖・阿部岡
3/9	(火)	横田	大和田・水戸部
3/10	(水)	桑ノ川・南鹿・北鹿	反町・原分・三谷
3/11	(木)	高田	高田・高田新町・市之塚
3/12	(金)・15(月)	3/11までに申告ができなかった方	

次ページで「市・県民税の申告」が必要がチェックだびよん!

